

令和3年第2回半田市議会定例会 建設産業委員会委員長報告（新年度予算等）

当建設産業委員会に付託された案件については、3月15日、16日、18日は午前9時30分から、22日は、午後1時30分から、23日は、午後4時から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第11号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

歳出 2款3項1目 個人番号カード交付事業について、今後は、マイナポイント事業が終了し、交付申請の促進が困難になる中で、どのように対応するのか。とに対し、

これまでの市役所窓口での申請対応に加えて、事業所や店舗、公共施設等に出向き、申請の機会を増やしていきたいと考えています。とのこと。

4款1項4目 バイオマス利活用支援事業について、バイオガス発電施設が稼働した結果、得られる効果の1つとして、「畜産臭気の低減」が挙げられているが、どのような過程を経て低減されるのか。とに対し、

畜産臭気は、畜産ふん尿の含水率が高く、乾燥施設で乾燥しきれない場合に、腐敗し悪臭が発生するため、<sup>こえき</sup>固液分離機を導入して、<sup>こけいぶん えきぶん</sup>固形分と液分に分離し、含水率が下がって悪臭が発生しにくくなった固形分は堆肥化处理し、液分についてはバイオマス発電施設の発酵原料とすることで、臭気低減につながるものと考えます。とのこと。

4款2項1目 クリーンセンター管理運営事業について、クリーンセンターに設置しているテレビのNHK受信料が、公費で支払われている理由は何か。とに対し、

設置の目的は、主に情報収集のためですが、福利厚生として視聴している面もあるため、今後は視聴目的比率から公費と互助会費の負担割合を整理し、市民の皆様误解を招くことがないように運用をしていきます。とのこと。

6款1項2目 商業施設助成事業費について、事業費が1千万円とのことだが、事業費を上回る件数の補助申請があった場合、どのように対応するか。とに対し、

予算不足により申請が受けられないという状況が発生しないよう、国と県の補助金の活用を踏まえ、補正予算での対応について、協議・検討を行っていきます。とのこと。

同じく、6款1項2目 工業団地造成事業費について、石塚地区における工業団地造成の事業化に向け、市費約2千万円を使って、工業団地基本設計、<sup>どじょうしくつ</sup>土壌試掘調査、土壌汚染調査を行うとのことだが、工業団地を造成しても企業誘致ができていない市町村がいくつもある中で、企業が誘致できる保障はあるのか。とに対し、

現時点では、企業を誘致できる保障はありませんが、需要があることは確認できています。場所についても、阿久比インターチェンジや、衣浦大橋が近く、多方面からアクセスしやすい立地であると考えております。とのこと。

7款2項3目 <sup>はやみたかねせん</sup>生見高根線道路改良事業について、生見高根線の西側には、高根線へ抜けられる道があるが、なぜこの道路を整備する必要があるのか。とに対し、

生見高根線西側の道路は、生活道路であり、通り抜けるための道路ではありません。生見高根線が整備されることによって、生活道路の交通量は減り、通勤、通学の歩行者、自転車の安全が確保され、また、主要な道路と結ばれることから、周辺道路の渋滞緩和にもつながるためです。とのこと。

同じく、7款2項3目 新半田病院アクセス道路改良事業について、アクセス道路に接続する阿久比町内島田橋の耐震対策については、阿久比町と半田市の負担割合の調整が取れていない状況だが、阿久比町の合意が取れていなくても道路設計を実施していくのか。とに対し、

現在、島田橋の耐震対策に係る負担割合について、阿久比町と協議を進めておりますが、道路設計については、阿久比町と負担割合などについて合意し、整備方針を決定してから実施します。とのこと。

7款5項4目 (仮称) <sup>みなみはざまいけこうえん</sup>南廻間池公園整備事業について、公園を整備する経緯

は何か。とに対し、

南廻間池公園周辺は、公園の空白地帯であり、その中で地域からの要望があり、土地の寄附を受け整備を行うものです。花壇も含め、公園の管理等について地域の方が積極的にご協力いただけるということも整備することに至った要因です。とのこと。

7款5項5目 半田運河周辺整備事業について、半田運河と新川<sup>しんかわ</sup>の合流地点に

<sup>じんどうきょう</sup>人道橋を設置することにしたのはなぜか。とに対し、

<sup>じんどうきょう</sup>人道橋の設置については、半田商工会議所、半田運河の会や地元企業からの設置要望をうけ、市としても、歴史と文化の象徴であるこの場所の回遊性を向上することで、半田運河の魅力をさらに高め、市民も含め多くの方が親しみを持っていただくために整備を行うものです。とのこと。

人道橋の設置は、今ある景観が阻害されないよう、景観への配慮はされているのか。とに対し、

橋の色を半田運河周辺建物と調和する黒とし、半田運河を象徴する企業のロゴマークが見えにくくならないように配慮するなど、今ある景観に配慮した設計としています。橋のデザインについては、景観アドバイザーや地元企業の意見を聞いたうえで、決定しています。とのこと。

橋の耐用年数は何年か。また、橋の維持・管理費はどの程度を想定しているか。とに対し、

耐用年数は50年です。維持管理の費用は、法定点検が5年に1回あり、1回につき約80万円必要となります。なお、法定点検により修繕が必要となった場合は、費用がかかりますが、人しか通行しないこと、また、高欄<sup>こうらん</sup>がアルミ製である

ことなどから、大きな費用がかかることは想定していません。とのこと。

7款6項1目 老朽化建築物取壊促進・空家対策事業について、老朽化により倒壊の恐れがある空き家を取り壊されないのは、危険な状態でも、建物を残していることで、固定資産税減免の特例が受けられることが影響していると思うが、対策を考えるべきではないか。とに対し、

老朽化により倒壊の恐れがある空き家への対応は、全国的な課題であると考えております。今後は、国や愛知県の会議の場で議論するなど問題提起し、危険な状態を放置しておくことが有利となることがないよう課題解決に向けて検討して取り組んでまいります。とのこと。

その他、建設産業委員会が所管する全体に渡る主な質疑として、半田市が目指す観光像はどのようなものか。とに対し、

歴史と文化を軸とし、市民のまちへの愛着醸成にもつながるような観光施策となるよう意識しています。いま、半田市の観光に求められているのは、「いかに市内の消費に結び付けていくか。」であると考えており、市内の商業者等にも喜んでもらえるような観光施策を行っていきたいと考えています。とのこと。

市営住宅の公営企業化を進めるという考えはないのか。とに対し、

公営企業化は、資産を明確にし、その結果を施策に反映する場合は、有効な手段だと考えています。しかし、市営住宅については、福祉施策としての観点もあるため、家賃は市の裁量で大きく変更できるものではなく、資産を明確にしても施策に反映できるメリットは少ないことから、現時点で公営企業化する考えはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第12号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第13号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第20号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

コロナウイルス対策として、令和2年度に実施した水道基本料金の減免については、令和3年度も実施する考えはないのか。とに対し、

減免を実施した昨年春ごろは、コロナ禍により生活や経済が大きく変わり、一般家庭や企業にどのような影響があるかを想定することが難しい中、申請や審査などが不要で早急に支援できる、水道基本料金の減免を行いました。しかし現在は学校も休校になっていないなど、当時とは状況が異なっていることから、本当に支援が必要な方に対しての方策を講じるべきとし、市民全体に一律に支援するような水道基本料金の減免については、実施する予定はありません。とのこと。

歳出 1款1項1目 委託料各種について、民間業者に業務を委託する理由はなにか。とに対し、

水道メーターの検針等、限られた時期に集中的に行う業務や、止水栓の開閉作業等、お客様からの依頼により発生する業務を市職員で行うことは、効率が悪いと考えます。また、外部委託を開始してから、年々料金の収納率が向上していることなどもあり、民間のノウハウを活かすために委託しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第21号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

下水道使用料について、令和3年2月に下水道使用料審議会から、現使用料では、事業継続は難しいため、「令和4年度に経費回収率90%相当額に、その後令和7年度以降に100%とすることを目標に、段階的な値上げを採用すべきである」との答申があったかと思うが、その答申を踏まえて、令和3年度はどのように取り組むのか。とに対し、

使用料は、段階的に改定していくこととし、次年度は、令和4年度の使用料改定に向け、市民の皆様へ、使用料の値上げの必要性について十分な説明を行うとともに、ご理解いただくためにも、更なる経費削減の取り組みを続けていきます。なお、改定時期につきましては、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に与える影響を考慮し、慎重に判断していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号、議案第27号、議案第29号及び議案第30号の4議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、4議案とも、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。